

地中熱施工管理技術者 資格試験免除制度規程

特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会

地中熱施工管理技術者 資格試験免除制度規程

平成 28 年 1 月 26 日制定

第 1 章 総 則

【目 的】

第 1 条 本規程は、地中熱施工管理技術者資格制度規程第 8 条 3 項および登録規程第 4 条に定める、資格試験免除制度の内容について定めるものである。

【趣 旨】

第 2 条 地中熱施工管理技術者資格制度の運営は、地中熱利用についての豊富な経験と知識を有している協会会員により行われているが、これらの会員は資格制度の公正な運営を行う上で、資格試験の受験が禁じられているため、地中熱施工管理技術者の資格が取得できない。資格の取得に関してすべての会員に平等に権利が与えられているという観点から、これらの会員がここに述べる資格試験免除制度に明記した要件を満たす場合には、制度発足時の暫定的な措置として、一級地中熱施工管理技術者の資格登録に必要な資格試験を免除し、合格証書と同等の効力を有する試験免除証書を発行する。

一級地中熱施工管理技術者資格試験免除制度は、制度発足時における問題を解消するためのものである。4 年間の暫定的措置として運用する。

第 2 章 資格試験免除の申請

【対象者の要件】

第 3 条 一級地中熱施工管理技術者資格試験が免除される対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- ① 資格制度管理委員会委員長が委嘱する資格試験小委員会委員、あるいは同じく委員長が委嘱する資格制度事務局で資格制度の実施運営の実務を行う本協会理事であること。
- ② 資格試験小委員会あるいは資格制度事務局での 2 ヶ年度分の実務経験があること。
- ③ 地中熱利用の設備工事の実務に従事した期間が通算して 5 年以上あること。
- ④ 一級地中熱施工管理技術者と同等の能力を持つ者であること。

【試験免除の申請】

第 4 条 試験免除の申請は次の方法で行う。

2. 申請方法

地中熱利用にかかる 5 年以上の実務経験を証明する書類と、資格試験小委員会あるいは資格制度事務局での 2 ヶ年度の実務経験（見込み可）を示す書類を添付して、一級地中熱施工管理技術者資格試験の免除を管理委員会に申請する。

3. 申請書の書式

申請書に添付する実務経験に関する書類は、当年度の「一級地中熱施工管理技術者資格試験 受験の手引き」に記載する受験申込書の書類と同じ書式とする。

申請書の書き方、実務経歴に該当する工事・業務内容、経験年数のカウントの方法等も、上記の受験の手引きに記載のものと同じとする。

第 3 章 資格試験免除の審査と判定基準

【審査】

第 5 条 資格制度管理委員会は、審査により一級地中熱施工管理技術者試験免除の可否の判定を行う。

【判定基準】

第6条 判定基準は次の表に示す。参考として一般の一級地中熱施工管理技術者の合格判定基準と対比して示す。

表 資格試験免除者の判定方法と判定基準

項目	資格試験免除者	一般の一級受験者（参考）
対象者	資格制度管理委員会の委員長が委嘱する、資格試験小委員会委員、または協会理事で資格制度事務局を、2ヶ年度以上務めた者。（「2ヶ年度」の経験は、判定時は見込みでも可。）	一級受験申込者
合格判定方法	①実務経歴書により経歴を判定 ②資格制度管理委員会により可否判定	①実務経歴書により受験資格判定 ②試験の合格点以上により合格判定（合格点は資格制度管理委員会で決める。）
経歴判定材料	実務経歴書	実務経歴書
実務経歴書の書き方	受験の手引きの規定による。	受験の手引きの規定による。
実務経歴の立場	設計主任技術者、工事における主任技術者、現場代理人など指導的立場とする。（現場工事作業員を除く）	現場工事作業員を含む全ての立場で可。
実務経歴年数	5年以上	3年以上

第4章 試験免除証書

【試験免除証書】

第7条 試験免除が認められた者には、協会が一級地中熱施工管理技術者試験免除証書を発行する。この試験免除証書は合格証書と同等の効力を有する。

2. 試験免除証書の発行は、2ヶ年度分の試験小委員会委員または資格制度事務局を務め終わったことを確認した後、一級地中熱施工管理技術者の合格発表に合わせた時期に発行する。

第5章 雑 則

【本規程の期限】

第8条 本規程は、平成29年度までの期限とする。

【その他】

第9条 本規程に定めない事項および疑義が生じた事項については、委員会に諮って対応する。

【規程の制定・改廃】

第10条 本規程の制定及び改正又は廃止するときは、本協会の理事会の承認を受けなければならない。

附 則（平成 28 年 1 月 26 日）

- 1 本規程は、平成 28 年 1 月 20 日開催の理事会で承認されているので、平成 28 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 本規程は、平成 27 年 10 月 27 日に遡及して適用する。